



## 貨物軽自動車運送の安全対策強化、2025 年 4 月から法改正

### 【記事の要点3つ】

- ☑ 2025 年 4 月の法改正で、貨物軽自動車運送事業者に安全対策の強化が義務付けられる  
個人事業主も含め、全事業者に対して安全管理者の選任・講習受講、記録の作成・保存、事故報告義務などが新たに求められる。
- ☑ 新制度の主な内容は「安全管理体制の構築」と「業務・事故記録の厳格管理」  
安全管理者の選任や運転者への指導・適性診断、運転日報や事故記録の長期保存、重大事故時の国土交通大臣への報告が義務化。違反時には罰則も設けられる。
- ☑ 事業運営やコストへの影響も大きい  
手続きや管理業務が複雑化・増加し、IT 化や自動化ツールの導入が効率化の鍵。安全対策強化による信頼性向上と、コスト増・手続き見直しが今後の課題となる。

2025 年 4 月より、貨物軽自動車運送事業者を対象とした安全対策の強化を目的とする法改正が施行されます。これにより、個人事業主を含むすべての事業者は、営業所ごとに「貨物軽自動車安全管理者」の選任と講習受講が義務付けられ、運行記録や事故記録の作成・保存、重大事故発生時の国土交通大臣への報告など、新たな義務が加わります。違反した場合は罰則も設けられるため、これまで以上に法令遵守が求められます。

新制度のポイントとしては、安全管理体制の整備と、運転者への指導・適性診断、運転日報や事故記録の厳格な管理が必須となり、事業者の業務プロセスに大きな変化が求められます。また、これらの義務化により手続きや記録管理の負担が増し、運営コストや効率化対策として、IT ツールや自動化ツールの導入、内部チェック体制の強化が重要になります。

今回の法改正は、貨物軽自動車運送業界全体の安全水準と社会的信頼性の向上に資するものですが、同時に事業運営や経営面での見直しと対応も不可欠となるでしょう。

元の記事を読む



株式会社タイガー  
東京都千代田区神田猿樂町 2-1-14 A&X ビル 2F  
<https://www.tiger-inc.co.jp/>  
03-5283-7232

物流ソリューションエキスパート  
 株式会社タイガー

本要約は上部に記載の日付に作成しております。内容について最新のものとない可能性があるので予めご了承ください。